

総務常任委員会

令和元年12月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて
- 議案第 25 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について

《付託陳情》

- 陳情第 5 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について

出席委員（6名）

委員長	伊藤 保	副委員長	米本 弥一郎
委員	高橋 利彦	委員	島田 和雄
委員	宮澤 芳雄	委員	片桐 文夫

欠席委員（1名）

委員 遠藤保明

委員外出席者（1名）

議長 向後悦世

説明のため出席した者（24名）

副市長	加瀬正彦	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
会計管理者	多田英子	消防長	川口和昭
監査委員局長	伊藤義一	その他担当員	13名

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
副主幹	黒柳雅弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

12月に入りまして、まだ気温も温かかったり寒かったりという気温の変化が大変あります。また、インフルエンザも流行の兆しを見せております。委員の皆様におかれましては、十分体を大切にしていいただきたいと思っております。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、遠藤委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思っております。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は一般会計補正予算を含む10議案と陳情1件について審査いただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で10議案でございます。その内訳でございますか、予算関係が1議案でございます。議案第1号、令和元年度旭市一

般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項、次に条例関係が7議案ございます。議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、これがございます。

最後に、議案第25号、専決処分の承認についてが1議案で、令和元年度旭市一般会計補正予算でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての10議案であります。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（伊藤義隆）** 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございますが、財政課から加えての説明はございませんが、担当課より説明がございますので、よろしくをお願いいたします。

○**委員長（伊藤 保）** 総務課長。

○**総務課長（伊藤憲治）** 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に併せて期末手当の支給率を年間100分の445から100分の450に改正するもので、補正後と補正前を比較しますと、期末手当が11万7,000円の増となります。

なお、議員につきましては、当初予算で見込んでいた人数から現在は減員となっており、人事院勧告に基づく期末手当の増額分を当初予算の範囲内で賄えるため、補正はしておりません。

続いて、28ページをお願いいたします。

(1)の一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてですが、補正後と補正前を比較しますと、フルタイムの職員数が3人の減、括弧内にあります再任用短時間勤務職員等が3人の減で、合計6人の減となります。

次に、給与費ですが、給料が1,076万1,000円の減、職員手当等は1,064万4,000円の増となり、合計では11万7,000円の減額となります。

これにより、27ページで申し上げた特別職11万7,000円の増とただいまの一般職11万7,000

円の減が相殺され、人件費全体としては今回の補正による増減はございません。

次に、29ページをお願いいたします。

(2)の給料及び職員手当等の増減額の明細です。

給料の増減額は1,076万1,000円の減となります。

内容を増減事由別内訳で説明いたします。

給与改定に伴う増減分は、人事院勧告に基づき給料表を平均で0.2%引き上げることにより404万4,000円の増となるものです。また、その他の増減分は新陳代謝及び昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額であり、1,480万5,000円の減となるものです。

次に、職員手当等の増減額は、1,064万4,000円の増となります。

内容を増減事由別内訳で説明いたします。

給与改定に伴う増減分は1,159万円の増となります。これは期末手当の計算の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることにより82万7,000円の増、また人事院勧告に基づき12月期の勤勉手当の支給率が0.925月分から0.975月分へと0.05月分引き上げられることにより1,076万3,000円の増となるためです。

一方、その他の増減分は94万6,000円の減で、これは新陳代謝・異動等による増減分です。

内訳としましては、期末手当が64万4,000円の減、勤勉手当が30万2,000円の減でございます。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今の27ページですか、議員の関係、賄えるから補正をしなかったということですが、予算を上回ってこれを支出できない中で、賄えるから補正しなかったということですが、この補正というのは何を基準に。結局、何を基準にというのは、次の議会までとかに補正をするのか。それから、賄えるのかといったことであれば、今までも減額補正をいろいろな面でしているわけですよ。そうすると、それとちょっと矛盾するんじゃないかと思うんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 減額の補正の基準ということでございますけれども、特に基準があるわけではございません。増額するものにつきましては、その予算がなければ執行できないということがございまして、減額につきましては、これという決まった規定はございません。

ただ、今回の場合、20人ということで、これをあえて定数を減らして減ということ、あえてする必要性が見出せなかったということだろうと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 補正というのは、その都度都度今まで私はこれ予算書を見ますとやっていると思うんですよ。それと同時に、この議員、今17人というのも確定しているわけですよ。そんな中で何であえてやる必要がないのか。これからまた20人に増えることを見越して減額しないのか、いろいろあると思うんですよ。

いずれにしても、補正というのはその都度都度増える、減る、それによって今まで私はやっていたと思うんですよ。それを何でこんなふうにやらないのかね、明確にお尋ねします。

答弁いただきたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 減額の補正ですけれども、その都度してきたというご指摘ですけれども、例えば執行残だとか、そういったものについては原則的にはやっていないということがございます。

それで、特に例えば財源的に必要であればそこですということもございますけれども、きちっとした減額のこういったものについては減額しなければならないという規定はございません。その中で、運用でこのような形でやっているということをご理解いただきたいと思っております。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 運用でこのようにやっているって、やっぱり行政の場合は一つの基準があるでしょう。ただ、これは議員のことであったから、すぐ数字が分かりますけれども、この中身を見たら、職員なんか私らに人数が全然分からない中で、結局いかげんな補正ということになっちゃうんじゃないですか。そういう答弁では。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これ、議員の報酬、17人分にするということについては、そういった選択肢もあるということでございます。今回このような形にしましたけれども……

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 職員の補正についてというご質問ですので、私のほうからお答えします。

職員につきましても、まだ数字が確定しているわけではございません。今、例えば休職中の職員等もありますし、そういった職員が今後3月までの間にどういう形になっていくかというのを確定しているわけではございませんので、今現在で見込まれる数字ということで、予算でございますので、あくまでも見込額ということで、今回の補正額を計上しているものでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 職員は、それはだから休職とかなんとか減るかもしれませんよ。議員は17に決まっているわけです、現状。そんな中で、これは議員の人数ですか、これを結局補選があると見越した中でこういう数字を立てたのか、それとも普通であればこれは当然17にするのが私は当然だと思うんです。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議員の数字、あるいは金額ということでございます。

先日、本会議のほうでもお答えしたものと重複するかもしれませんが、この後、議員の数が変わる云々だとかということを決して見込んでということではございません。

ただ、形としてはまだ確定していないということで、今回この数字ということで、あくまでも予算でございますので、こういう形で補正を組んだということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、確定しないならしなくてもいいから、現状は17だから17でいいんじゃないんですか。そんな中で補選があって20になったら20で補正を組めばいいでしょう。それが予算じゃないんですか。その現状に合わせて予算を組む、これが結局補正予算という

ことになるんじゃないんですか。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 現状において予算を組むというのは、全くそのとおりだというふう
に思っております。ある程度予算の歳出的な部分、ある程度の余裕というか、そういったも
のもあろうかと思えます。

また、先ほど言いましたように、基準として減額の場合につきましては、これこれこうい
ったものについて減額するという基準はございません。そういった中でこのような形で、定
数も20名ということもございます。そういったことを加味しまして、このままにしたという
ことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の制定について補足説明を申し上げます。

別資料になりますけれども、右上に議案第2号総務課と記載された資料をご覧いただき
たいと思えます。

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定案につきましては、本会議
で補足説明を申し上げましたので、本委員会では制度の概要について、この資料により説明
いたします。

まず、一番上の区分欄ですが、会計年度任用職員の種類として、正規職員の勤務時間と同
じ週38時間45分の場合はフルタイム会計年度任用職員となり、これより短い場合はパート
タイム会計年度任用職員となります。

次に、根拠法から身分、任期、再度の任用の欄をご覧ください。

身分は地方公務員法第22条の2第1項に基づき、一般職の非常勤職員と明確に位置づけら
れ、任期も一会計年度内、つまり1年間の任用が可能となりました。また、翌年度に再度の
任用も可能であり、上限の回数もありません。

次に、採用方法の欄をご覧ください。

採用方法は競争試験、または選考によります。

なお、採用から原則1か月間は条件つき採用期間となります。

次に、給付及び期末手当の欄をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員には給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、旅費が支給されます。

パートタイム会計年度任用職員には、給料及び手当に相当する報酬、期末手当、費用弁償としての旅費が支給されます。また、その下の期末手当は、任期が6か月以上かつ週15時間30分以上勤務する者を支給対象とします。

次に、退職手当の欄をご覧ください。

フルタイムとしての任期が6か月を超えた場合は、原則、退職手当事務をつかさどる千葉県縣市町村総合事務組合に加入します。

次に、休暇・休業の欄をご覧ください。

年次休暇、特別休暇、育児休業等が付与されます。

なお、特別休暇は忌引や結婚休暇などがあります。

次に、社会保険の欄をご覧ください。

フルタイムの場合は、2年目から千葉県市町村職員共済組合へ加入します。

最後に、人事評価及び懲戒処分の欄をご覧ください。

会計年度任用職員は、人事評価及び懲戒処分のいずれも対象となります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 議案質疑、また一般質問の答弁の中にありましたが、会計年度任用職員に移っても月額は現状を下回らない。その分というか、期末手当が増えるので、この分は費用が増加するという説明があったと思いますが、この増えた分については国の財政措置等があるのかどうかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員についての期末手当等が増える分については国の財政措置でございますが、基本的には市が制度で行うものにつきましては、国は財源の面倒を

見るというのが基本でございます。

そのもとは地方交付税になるというふうに理解をしておりますが、ただ地方交付税の積算につきましては、全国一律一定のルールで計算するということになっておりますので、個々具体的にそれぞれの団体に応じた人数に応じて計算が出てくるということではなくて、一般的な意味としまして、市がかかる経費につきましては、地方交付税という形で措置されるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

いずれにしても、会計年度任用職員の方の中には、結婚、出産、子育て世代という方もいらっしゃると思います。そういった方々の処遇をしっかりとしないことには、人口減少はとめられないと考えるので、その点はしっかりとやっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑は。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 単純に聞きます。

この再任用職員は定数の中に入るのか、入らないのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員につきましては、定数には入りません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、今定数がありますね。旭市の職員の定数。そして、皆さん方は定員適正化計画で努力していると。これだけ減らしたということを言っているわけなんです。反面、この再任用職員、今のこの会計年度職員ですか、定数に入らない。これがべらぼうに増えているんですよ。これでは、まやかしじゃないかと私は思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員といいますか、現在の臨時職員という意味でお尋ねなのかもしれませんが、確かに臨時職員のほう、それなりの数を今持っておりますが、決

してまやかしだというふうには思っておりません。必要な部分について必要な人数をそろえてといたしますか、運営しているというふうには。ほかの団体と比べましても、決して旭市、多いというふうには認識しておりません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 定員適正化計画で、たしか減っていますよ。しかし、再任用職員を含めたこういう臨時職員ですか、かなり増えているんですよ。これでは定員適正化計画をやって努力していますという中で、片っ方を増やして、片っ方を減らして、これは職員数が減るのは当たり前なんです。逆に、それを含めた中で定員適正化計画を作っていくのが本当だと思うんです。

それと同時にやはり定数条例、今ありますけれども、何で定数条例を定員適正化計画に沿った数字に直さないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） その臨時の職員といいますか、今度制度が変わります会計年度任用職員につきましては、国の制度として定員に入れるか入れないかというのが決まっているものでございますので、私からその数字を入れる入れないということについては、コメントのしようがございません。

トータルで考えればということもおっしゃっておりますが、我々正規の職員の人数はかなり減ってきております。一方で臨時が増えているということも否めない部分もございます。

全体としましては、経費としては確実に減っているというところは、まずご理解をいただければと思います。人件費と物件費ということになってまいりますでしょうが、全体の経費としては確実に減っているというところは、ご理解を賜ればと思います。

もう1点、定数条例の数字を変更してはどうかというご質問がありました。

現在、確かに実際の人数と定数条例の人数について乖離がございますが、これにつきましては考え方がいろいろあるかと思えます。先行き行政運営がどうなっていくかというのが不透明な部分もたくさんありますので、国から事務がおりてきているというような側面もございまして、定数条例の人数につきましては、いましばらく同じような形でいければなと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 定数条例ね、現状に合った中で行政の仕事が増えたなら増えたで、定数条例を増やせばいいじゃないですか。それと同時に再任用職員、それから臨時職員ですか、今ね。これ増えている。それは国が定数に入れなくていいということなんですが、結局仕事としては同じような仕事をやっている中で、臨時が増えれば当然職員は減るわけですよ。それと同時に今の職員、平均年俸は幾らになりますか。それに比較して、同じように週5日働いている臨時職員は幾らになりますか。その差は幾らになるんですか。当然人件費は、これは臨時職員、安い職員を使えば、当然人件費は安くなるのは当たり前のことなんです。そんなのは、ただのへ理屈じゃないんですか。その辺お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定数条例につきまして、必要なときに改正を行っていただければいいというのがまずございました。

確かにそういった考え方もないわけではないと思いますが、定数につきましては、そんなに変えないで一定にしておいて、実際の定員管理ですとか、採用、そういったところでやっていくことも大事ななと思っております。

最終的には、金額をどれぐらいにするかということが、最も大切なことだと思っております。定数が何人かということよりも、現実の額ということが一番大事だと思っておりますので、それをどのぐらいにするか、抑制といいますか、圧縮といいますか、するために定員適正化計画もありますし、毎年毎年の採用ということを行っているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

人件費が臨時のほうだったら安くなるんじゃないかというご質問もございました。

確かに正規と臨時を比べますと、先日の本会議でも申し上げましたとおり、かなりの差がございます。

ただ、これは全国どこでも言えることですし、国からも行政改革がずっと叫ばれてきたという中で、人件費をどうしても削減しなければならないということで、現在のように進んできているところではご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、一般の企業では、どこを削るかといえば一番高いのは

人件費で、人件費を削るわけなんですよ。

それで、今の財政課長、交付税を見たってそうでしょう。旭市の交付税、全然昔から増えていない。自由に使える。人件費なんかを含めた。俗に真水部分。昔も今も同じでしょうよ。ですから、経費はどんどん削減しなくちゃ、住民サービスなんて減っちゃうんですよ。その中で職員云々と同時に正規職員を減らして、その分、正規職員の約3分の1でしょう、今の臨時職員。臨時職員をどんどん採用する。これが今の経済の流れの中で行政のやるべきことなんですよ。

ちなみに、どのぐらい今その賃金の違いがあるか。正規職員の平均給与と、それから臨時職員のフルタイムで働いている人の年間給与ですか、もし分かればお尋ねをいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 年収についての比較のお尋ねでございます。

前々からお答えしている範囲ということで、給料、手当、共済費まで含めた数字で申し上げます。

まず、正規のほうの職員でございますが、平均年額でいきますと約666万円。一方、例えば臨時の保育士、5年ということで、これまでもお答えしてきておりますので、臨時の保育士、5年勤務ですと、期末、一時金もございますので、合わせて286万円。すみません、差額を今、頭の中で計算できておりませんが、300……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） という数字です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第3号の第9条ですか、7ページになりますけれども、第9条で旭市交通安全指導員設置条例は廃止するといった条例になっておりますけれども、これによりまして交通安全指導員の扱いと言っては何ですけれども、非公務員になるといったような説明が本会議でありました。何でこういうことになったのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

国の制度改正により、会計年度任用職員制度の創設とともに、特別職非常勤職員の任用要件についても厳格化されました。

特別職非常勤職員は、専門的な知識経験または識見を有する者で、助言、調査、診断などを行う職とされまして、交通安全指導員にあつては、市の執行機関に助言等をする職でないことから、非公務員としての位置づけとなるため、旭市交通安全指導員設置条例を廃止するものです。

なお、条例廃止後は、新たに旭市交通安全指導員設置要綱を制定しまして、管理していくものとなりますので、交通安全指導員の業務等に関しては、大きく変更となる部分はありません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 条例が廃止されて、それに代わって要綱と。要綱を作って同様の運用をしていくということでもありますけれども、要綱については、これまで条例で示されていたものと同様のものになるのか、何か変わった点があるのか。条例にはいろいろ任期とか、任務とか、あるいは報酬とかいろいろ。市長がこれを一応委嘱するといったようなことが条例の中にはうたわれておりますけれども、その辺については全く変わりにくく要綱で扱ってくれるのかどうか、その辺お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

業務等に関しては、特に変更はございません。

身分につきましては、特別職非常勤職員から非公務員となりますが、要綱に基づく委員として今までどおり市長からの委嘱とします。

それから、報酬につきましては、年額2万5,500円、今まで支払っていましたが、金額を変えずに報償費、謝金として予算計上したいと考えております。

それから、災害補償につきましては、今まで公務災害の対象でありましたが、対象外となるため、一般の傷害保険、賠償保険を予算計上したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、今までと変わらないといった形の中でやっていただけると、市としては対応していただけるということでよろしいでしょうか。

そういった中で交通安全指導員の位置づけといいますか、これまでは条例できちんと対応していただいたといった中で、それが外されたということで、ちょっと指導員の皆さんの中にも、その位置づけに対するちょっとした、消防団というのがもう一つありますけれども、この消防団、それからこの交通安全指導員ですか、これは旭市にとりましても、さまざまな行事をいろいろやっていく中で、いつもお世話になっている大きな2つの団体だろうと思います。

やっていることは、内容は違いますけれども、これは市にとっては欠かせない団体ということで、同等の扱いといいますか、今後におきましても、位置づけは違っていましたけれども、旭市にとりまして大切な団体ということで、市としても同等の扱い、処遇といいますか、特に処遇ですね。その辺、差がないようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 交通安全指導員の皆さんには大変お世話になっておりまして、今回は国の地方公務員法の改正ということで、身分が変わるのはいたし方ないとは考えておりますが、処遇につきましては今までどおり考えていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第8号につきましても、加えての説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第9号につきましても、加えての説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第10号につきましても、加えての説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 保） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第11号につきましても、加えての説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第12号につきましては、加えての補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第22号につきましては、本日、用語解説のほうをお配りさせていただきました。ご参考いただければと思います。

それ以外につきましては、加えての補足はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第25号につきまして、改めての説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私より、千葉県災害義援金について報告申し上げます。

1の資料ですね、令和元年千葉県災害義援金のご案内という資料をご覧ください。

千葉県におかれましては、台風15号、19号、そのほか10月25日の大雨までの一連の災害により被災された方々に対しまして、千葉県日本赤十字社共同募金会に寄せられた義援金を配分することといたしました。

資料の中ほどになりますが、配分の金額につきましては、人的被害においては、死亡が30万円、重傷者が15万円、住家被害におきましては、全壊が30万円、半壊が15万円、床上浸水が3万円、一部損壊が1万円となっております。

旭市におきましては、12月10日現在の罹災証明の発行数は、重傷者1名、全壊2世帯、半壊4世帯、一部損壊2,296世帯でありまして、これに基づきまして12月11日に県へ第1回目の配分申請を行ったところです。

義援金の配分の対象となる方々につきましては、これから義援金の申請書を送付しまして、中に入れた返送用封筒によって申請をしていただきまして、それを審査の上、口座振替により配分する予定であります。

なお、広報につきましては、市のホームページと1月1日号の広報あさひにてお知らせする予定であります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この義援金についてですけれども、罹災証明を市が発行したと思うんですけれども、その発行した人に、全員に市から書類というか、申請書が送付されるということですか。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 対象者につきましては、住家被害につきましては、全壊、半壊、一部損壊ということで、既に罹災証明につきましては発行しているのは今申し上げましたように2,296件で、これらの方々全てに対しまして対象となるということでございます。

その方々に対しまして、こちらから申請書を郵送しまして、返信用封筒も入れてございますので、それで返信していただきまして、それで審査をするということになろうかと思えます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 審査をするんですか。全員に、罹災した人に対して一部損壊ということで、1万円の義援金が出るということではないんですか。その審査というのはどのようなものかちょっとお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 審査という形で、県のほうからそのような文書が来ておりますけれども、基本的には罹災証明ということで、一度そこで確認しておりますので、その方々には配分するということになろうかと思えます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、罹災申請しましたね。そして、市から罹災証明ということでそれが出て、ごみの焼却なんかは無料になっているわけなんです、その罹災証明の申請のときに写真を添付してあるわけなんです、その中でこの全壊、半壊ですか、こういうふうにありますけれども、これは現場確認しないで、写真だけで確認するということなのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいま罹災証明書の発行の件で、写真添付で申請ということで、現場確認をしないのかということでもあります。

これは財務省から示された指示書がございまして、現場確認をしないと半壊とか判断が困るものについては現場確認に行つて、後日の発行となりますけれども、写真等で判定して一部損壊ということで本人等の了解を得ているものについては、現場確認はしてございませんので、よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問は。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません。この義援金ですか、出るということが決まって、罹災証明をもらっていない住民の人が多々いると思うんですよ。ただ、それも税務課へ行ったら混んでもらえなかった、面倒くさいとか、写真は撮ってあるんだけど、行くのが面倒くさかったから行ってないよとかいうのはいると思うんですけれども、そういった方が今からそれをやれば1万円もらえるのかといったときには、どうなるんですか。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これからの申請に対しても有効です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、これ締め切りというか、最終の期限というのはどのくらいになりますか。日時。

○委員長（伊藤 保） 宮澤委員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今回は第1回目の配分ということでございまして、その後、申請に応じて順次配分しておりますけれども、11月29日現在で、今県におかれましては21億円ほどあるそうです。これにつきましては、当初12月いっぱい受け付けを終了するということがあったんですけれども、最近変更がございまして、3月31日まで受け付けをするということでございますので、恐らくその配分、今の21億円以上に義援金等集まると思いますので、それについての配分も、その後行われるものかというふうに思っております。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） あともう1点、罹災証明書の期限ということで出たかと思えますけれども、罹災証明書の期限については、別に期限を定めてございません。

ただ、証拠となる写真、日付等についてはきっちり明確に把握しないと、現場確認が保存されていませんので、できませんので、証拠の写真だけは保存しておいていただいて、申請は後日ということで、これ決まりはございませんので、いつでも結構です。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） その写真なんですけれども、多分皆さん撮ってあるとは思いますが、写真に日付は入ってなくても、それはオーケー。個人の申請でこの日になったよと。15号でなったよ、19号でなったよということであれば、オーケーだということでもいいんです。

かね。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 写真に日付が入ってないで撮られる方もいると思うんです。これについては個人の申請ということで、その方を信用するしないの信頼関係でございますので、それについては明確に台風何号の日付で、何号だということで明記していただければ結構だと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（伊藤 保） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は、退室してください。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情の1件であります。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について、参考意見ということで申し上げます。

旭市は核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与することを目的に、広島市、長崎市が中心と

なり設立された平和首長会議の取り組みに賛同し、この会議に加盟しております。

核兵器のない世界を目指して、日本で結成された平和首長会議は、世界163の国・地域から7,800を超える自治体が加盟し、千葉県では54市町村の全てが加盟している状況であります。

一方で、国におきましては、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮・不拡散への取り組みを進める中で、平成28年10月28日に国連で採択された核兵器禁止条約に向けた交渉を2017年に開始するよう求めた決議案については、反対の立場を示しております。

その理由につきまして、同年11月8日の国会で答弁しておりますので、その概要を申し上げます。

核軍縮に関する日本政府の基本的な立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるということであり、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が日本の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、この決議案は日本の基本的立場に合致せず、また核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し、亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重に検討を重ねた結果であるとして、反対の立場を示しております。

以上が執行部からの陳情に対する参考意見でございます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたしますので、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第5号についてご意見がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） この条約は、核兵器の非人道性に関する議論を主導してきたメキシコ、オーストラリアといった国や市民社会の取り組みを踏まえ、国連で2017年7月に採択されました。日本は唯一の戦争被爆国であり、私たち国民は条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しています。

しかしながら一方で、参考意見にもあったように、日本の近隣国の核・ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する脅威です。近隣国のように核兵器の使用をほのめかす国には、通常兵器だけでは抑止が困難であるため、日米同盟のもとで核兵器国である米国の抑止力を維持することが必要です。

核軍縮では、人道と安全保障の観点が重要ですが、この条約では安全保障の観点が欠けています。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を失い、日本国民の生命・財産を危険にさらすこととなります。

また、この条約は核兵器を保有する米国、ロシア、イギリス、フランス、中国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に対立をもたらすこととなります。

我が国は地道に現実的な核軍縮を進めるために、核兵器保有国やこの条約を支持する国を含む国際社会での橋渡し役を務め、現実的な取り組みに努めることが必要と考えます。

したがって、この陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（伊藤 保） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第5号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようですので、委員長報告は一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長(伊藤 保) これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時22分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保